

世界文化遺産登録に向け、歴史景観保全と新しい景観形成の調和を目指し

本寺地区景観計画スタート

敵美深から栗駒山への途中にある本寺地区は、中世から骨寺村と呼ばれ、中尊寺の荘園があった場所です。農村の形態を伝える貴重な例として、昨年、主要な地域が骨寺村荘園遺跡として国史跡に指定されました。また、現在準備が進められている平泉の世界文化遺産登録の対象地域にも属しています。

この地区を対象にした景観法に基づく景観計画が策定され、4月1日から実施されることとなりました。

本寺地区景観計画の位置づけ

この計画は、地区景観を守り育てるためのものであるとともに、世界文化遺産登録に必要なものです。計画づくりにあたりは、地域代表と学識経験者からなる委員会や住民説明会、意見交換会で話し合いを重ねながら進めてきました。

なお、この計画は、新しく制定された「景観法」に基づき、県内では初めての計画です。

地区景観の特徴

中尊寺に残る2種類の「陸奥国骨寺村絵図」は、どちらも国の重要文化財となっている貴重な荘園絵図で、この絵図に描かれた農村の姿が現在の景観とよく似ていることが特徴です。

地形が変わらず、農家も昔ながらの伝統的な様式を保っていることが幸いし、地域景観の基本的な構造は中世絵図の世界を受け継いでいます。絵図を持つ

て地域を歩くと中世の風景を想像することができるほどで、本寺地区の景観は、中世の荘園絵図の姿を継承する歴史景観と、伝統的な農村景観がまとまりの良い風情を醸し出しています。

計画の目的

本寺地区の景観は歴史と農村が織りなすものであり、歴史的に価値があると同時に、農村で生活する住民に属す景観であることは言うまでもありません。

現実

現実に生活していくためには地域の景観を変えざるを得ないので、歴史景観を守ると同時に、生活にあわせて農地や家や道路などを変えていく方法が課題となります。

この▽歴史景観の保全と新しい景観の形成のバランスを取り決めること▽歴史景観を守るだけでなく特徴ある景観を生かした新しいむらづくりへ展開することに役立つことが、計画の

目的となっています。

そのための基本方針として、計画では

- i 中世から続く景観を次世代に継承する
- ii 水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する
- iii 美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する
- iv 来訪者への利便機能を整備する

v 景観阻害要因を排除し協議等

により景観向上を図る

の5つが示され、この基本方針

に基づいて、▽伝統的な景観の特徴を資源としてリストアップすることによる保全▽来訪者への案内や情報提供▽建築物や工

作物、開発行為などで景観に影響が大きいと予測される行為への対応などを図ることとされています。

景観変更には届け出が必要です

本寺地区で新しく建設行為を

する場合は、事前にその行為を市に届け出ることが法律によって求められます。

届け出が必要な行為は左の表に示したとおりで、原則として行為着手の30日前までに届け出が必要で、このような行為をするときは、なるべく早く市役所の担当課で事前相談を行ってください(計画の詳細は未定で

もかまいません)。事前相談の際に届け出の様式や景観形成基準の説明などを行います。

なお、この計画概要をまとめたパンフレットを作成しています。詳しくは左記へ問い合わせください。

●問い合わせ先

本庁建築住宅課建築指導係

	区分	規模など
建築物	新築、増築、改築または移転	建築面積が10㎡を超えるもの
	外観を変更する修繕や模様替えまたは色彩の変更	道路に面した外観の変更で、変更面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築もしくは移転	煙突、柱、高架水槽、屋外照明など
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑など
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	擁壁、さく、塀など
		電柱など
開発行為	電線路など	高さ10mを超えるもの
	変圧器などの地上機器など	設置する変圧器などの地上機器すべてのもの
必要な行為	自動販売機およびその付帯施設	高さ1mを超えるもの
	開発行為	開発行為の面積が1万㎡以上のもの(都市計画法第29条第2項)
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	採取または掘採に係る部分の面積が300㎡を超えるものまたはその行為に伴い生じるのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの
	土石の採取または鉱物の掘採	変更部分の面積が300㎡を超えるものまたはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土地の形質の変更	のり面、擁壁、土地の造成など	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの
	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの
屋外におけるたい積物	土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積(期間が90日を超えるものに限る)	たい積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるものまたは高さが1.5mを超えるもの